

## 新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチーム における検討の進め方

本ワーキングチームにおいては、知的財産推進計画2015の内容等を考慮し、当面、以下の手順により、権利制限規定の在り方について集中的に審議することとする。

### <検討の視点>

#### 【視点1】

著作物等の利用にあたっての課題（ニーズ）に基づき、権利制限等の政策手段について検討を行う。

#### 【視点2】

効率的・効果的に審議を進めるため課題に優先順位をつけて検討することとし、優先課題の選定は、公正性の観点から、原則として書面で説明されている内容に基づいて行う。ただし、説明内容が不明確なものについては、ニーズ提出者からの追加的な説明が寄せられた場合には、当該説明の内容や時期を考慮して、改めて対応の可否等を検討することとする。

#### 【視点3】

知的財産推進計画2015において「技術的・社会的な変化に迅速に対応しつつ、創作物を利用したサービスを我が国において創出し発展させていくためには、柔軟性の高い権利制限規定がますます必要になっている」といった指摘があること等を踏まえ、現在具体的に特定されているニーズだけでなく、将来のニーズを踏まえた検討を行うよう配慮する。

### <検討の手順>

#### 【手順1】 現状の著作物等の利用に係るニーズ（政策課題）を特定する。

文化庁の実施した「ニーズ募集」<sup>1</sup>を元に整理する。

#### 【手順2】 特定されたニーズについて、以下のカテゴリに分類・整理する。（※）

A 権利制限規定の見直しによる対応の検討が求められているもの

B 他の政策手段による対応の検討が求められているもの

C 既に審議会等で検討中又は過去の審議会等で検討済みのもの

※ 抽象的なニーズとともに具体的なニーズが例として挙げられているものについては、これらを別の欄に整理した上で、両者の関係性を明記。

#### 【手順3】 【手順2】の分類に応じて、以下の取扱いとする。

##### ■ Aに分類されたもの

【手順4～6】に従い優先的に検討する。

##### ■ Bに分類されたもの

##### ◆ B-1 ニーズの内容が一定程度説明されているもの

ライセンス体制の構築の促進その他権利制限以外の対応方策について、必要に応じて検討することとする。なお、当該検討は、【手順4～6】の検討（権利制限規定の見直しの検討）を優先的に行うことに留意しつつ、順次、ヒアリング等を行い検討する。

##### ◆ B-2 ニーズの内容の説明が不十分であるもの

ニーズ提出者からの追加的な説明が寄せられた場合は、当該説明の内容や時期を考慮して、その後の対応を判断する。

<sup>1</sup>「著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集について」（平成27年7月7日～27日の間、文化庁において実施）<http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/needs/>

## ■ Cに分類されたもの

検討中のものについては、審議会等における検討に当たり必要に応じて参考とする。

検討済みのものについては、特段の追加的な対応は要しない。

ただし、ニーズ提出者からの追加的な説明が寄せられた場合は、当該説明の内容や時期を考慮して、その後の対応を判断する。

## 【手順4】 【手順2】においてA（権利制限の見直しの検討が求められているもの）に分類されたものについて、以下の3つの観点から、以下のカテゴリに更に整理を行う。

### <観点>

#### [観点①] ニーズの明確性

ニーズの内容が十分明確に説明されているか否か（※）

※ここにいるニーズには、現在把握されている具体的なもののみならず、将来予想される抽象的なものも含み、抽象的なニーズについては、どのような種類のニーズであるのかその外延が明確にされることが期待される。

#### [観点②] 権利制限による対応の正当化根拠の見通し

当該ニーズを権利制限によるべきであるとする正当化根拠について一定の見通しが持てる程度に説明がなされているか（※）

※抽象的なニーズについては、そうした抽象的なニーズの全体について妥当するどのような正当化根拠があるのかについての説明が期待される。

#### [観点③] 優先度

知的財産推進計画2015等を踏まえ、課題の性質上優先して検討すべきか否か

### <カテゴリ>

A-1-1 観点①・②についていずれも相当程度説明されており、かつ、観点③が肯定される

A-1-2 観点①・②についていずれも相当程度説明されているが、観点③が肯定されない

A-2 観点①・②についていずれも一定程度説明されている

A-3 観点①・②の両方又はいずれかについて、説明が不十分である

## 【手順5】 【手順4】の分類に応じて、以下の取扱いとする。

### ◆ A-1-1に分類されたもの

次回以降のワーキングチームにおいて優先的に検討を行う。その際、必要に応じてニーズ提出者からのヒアリングを実施する。

### ◆ A-1-2に分類されたもの

優先的に検討を行うこととされた課題の検討を行った後に、順次検討を行う。

### ◆ A-2に分類されたもの

次回以降のワーキングチーム等においてニーズ提出者に追加的な説明（※）を依頼し、当該説明の内容を踏まえ検討の要否を判断する。その結果、検討の必要ありとされたものについて、優先度に応じて順次検討する。

### ◆ A-3に分類されたもの

ニーズ提出者からの追加的な説明（※）が寄せられた場合は、当該説明の内容や時期を考慮して、その後の対応を判断する。

※ 提出されたニーズが将来のニーズなど抽象的なものである場合に期待される説明は、上記【手順4】の[観点①]及び[観点②]の※と同様。

**【手順6】 【手順5】の結果を踏まえ、ニーズに対応するための権利制限規定の在り方を検討する。**

【手順5】を経て①（ニーズの明確性）、②（正当化根拠の見通し）が肯定されることとなったものについて、③（優先度）を考慮しつつ、これらのニーズをもとに権利制限規定による対応の是非や規定の在り方について検討を行う。検討に当たっては、権利者の正当な利益の保護と利用の円滑化のバランスに留意しつつ、現在及び可能な限り将来のニーズを考慮し、「規定の柔軟性」の内容や程度も含めて、最も望ましいと考えられる制度設計を検討する。